

令和6年第2回区議会臨時会

議案説明資料

(議案第 3 5 号)

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

<改正の趣旨>

いじめ防止対策推進法では、学校の設置者又は学校は、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、当該いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとされていることを受けて、区では、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会において、当該調査等を行うこととしている。

このたび、複数のいじめの重大事態が発生し、対策委員会の指名する委員がこれらの重大事態に係る調査を行っているところであるが、限られた期間においてこれまで以上に複雑かつ膨大な業務を行う必要が生じていることに鑑み、当該調査を担う委員の報酬を見直すこととした。

このことに伴い、対策委員会の委員がいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

対策委員会の委員がいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬は、日額 2 万 3, 0 0 0 円とする。（別表）

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。（附則第 1 項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第 2 項）

【問合せ先】

人事課 内線 1 5 1 1

(議案第36号)

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

本年2月及び3月に地方税法等の一部が改正されたことに伴い、令和6年度分の区民税の定額減税等について定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を定める。(附則第3条)
- 2 令和6年度分の区民税の定額減税等について定める。(附則第3条の7から第4条まで、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条及び第14条から第14条の3まで)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

課税課 内線1201

(議案第37号)

令和6年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、国の『デフレ完全脱却のための総合経済対策』に基づく取組として、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付及び新たな非課税世帯等への給付のほか、いじめ防止対策推進法に規定される「重大事態」への対応等に要する経費について、新たな事情や緊急性の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業 7事業 4,993,819千円

【歳出予算】

○定額減税調整給付事業	2,930,840千円
○コミュニティふらっとの整備	3,700千円
○住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給事業	1,853,800千円
○予防接種	44,412千円
○杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	150,631千円
○杉並区教育委員会の運営	9,692千円
○教育委員会事務局の庶務事務	744千円

【歳入予算】

○特別区税	14,136千円
○国庫支出金	44,412千円
○都支出金	4,935,271千円